

四日市市告示 第276号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により、質量計について定期検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成29年4月24日

四日市市長 森 智 広

1 定期検査の対象となる特定計量器

質量計のうち、計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号に定める非自動はかり、分銅及びおもり

2 平成29年度 定期検査を行う区域、実施の期日及び場所

検査年月日	受付時期	検査場所	検査区域
5月17日(水)	午前 9時30分から 11時30分まで	四日市市 県地区市民センター	県地区
	午後 1時00分から 3時00分まで	四日市市 神前地区市民センター	神前地区
5月18日(木)	午前 9時30分から 12時00分まで	四日市市 三重地区市民センター	三重地区
	午後 1時00分から 3時00分まで		
5月24日(水)	午前 9時30分から 12時00分まで	四日市市 あさけプラザ	富田地区 大矢知地区
	午後 1時00分から 3時00分まで		
6月 1日(木)	午前 9時30分から 12時00分まで	四日市市 富洲原地区市民センター	富洲原地区
	午後 1時00分から 3時00分まで		

6月 7日(水)	午前 9時30分から 11時30分まで	四日市市 下野地区市民センター	下野地区 保々地区
	午後 13時00分から 15時00分まで	四日市市 八郷地区市民センター	八郷地区
6月 8日(木)	午前 9時30分から 11時30分まで	四日市市 羽津地区市民センター	羽津地区
	午後 1時00分から 3時00分まで	四日市市 海蔵地区市民センター	海蔵地区
6月21日(水)	午前 9時30分から 12時00分まで	四日市市役所 北館1階 計量検査室	橋北地区
	午後 1時00分から 3時00分まで		
8月17日(木)	午前 9時30分から 12時00分まで	四日市市 楠地区市民センター	楠地区
	午後 1時00分から 3時00分まで		
11月13日(月)	午前 9時30分から 12時00分まで	四日市市役所 北館1階 計量検査室	全地区
11月14日(火)	午後 1時00分から 3時00分まで		

(市民文化部 市民生活課)